

肢体不自由のある子どもの理解：補助資料①

☆心理学的、教育的側面から総合的把握のために

子どもたちを理解するとき、「教育支援資料」には、以下のような観点から総合的に判断する必要があることを述べています。



ア 障がいの理解

子どもによっては、幼児期から自分の障がいに気付いている場合があり、障がいの理解の程度について、保育所・幼稚園、児童発達支援施設等の協力を得て、把握することが大切である。

障がいの理解の程度については、次のような観点から把握することが望ましい。

- 自分の障がいに気づき、障がいを受け止めているか。
- 障がいを正しく認識し、克服しようとする意欲はもっているか。
- 自分のできないこと・できることについての認識をもっているか。
- 自分のできないことに関して、悩みをもっているか。
- 自分の行動について、自分なりの自己評価ができているか。
- 自分のできないことに関して、先生や友だちの援助を適切に求めることができているか。
- 家族が、子どもに対して障がいについて教えているか。 等



イ 障がいを補い、工夫し、自分の可能性を生かす能力

障がいを自覚し、障がいを補う適切な工夫や努力の姿勢について、次のような観点から把握することが望ましい。

- 障がいの状態の改善のために、自分から工夫するなどの積極的な姿勢が身に付いているか。
- 補助的手段を使いこなすことができるか。



ウ 自立への意欲

日常の基本的な生活習慣の自立とともに、精神面においても、他人に依存しないで主体的に自立しようとしている姿勢が見られるかについて判断することが必要である。

観察の観点は、次のとおりである。

- 自分で周囲の状況を敏感に察知して、行動しようとするか。
- 周囲の状況を判断して、自分自身で安全管理ができるか。
- できることは、自分でやろうとする意欲があるか。
- 受け身となるような行動が多いか。



エ 対人関係

学校生活を送る上で必要な集団における人間関係について、保護者や保育所・幼稚園、児童発達支援施設等と連携して、その状況を把握することが大切である。

対人関係の面で把握することが必要な観点は、次のとおりである。

- 実用的なコミュニケーションが可能であるか。
- 協調性があり、友達と仲良くできるか。
- 集団に積極的に参加することができるか。
- 集団生活の中で、一定の役割を果たすことができるか。
- 自分の意思を十分表現することができるか。



オ 学習意欲や学習に対する取組の姿勢

学習意欲や学習等の課題に対する取組の姿勢について、十分に把握する必要がある。

観察の観点は、次のとおりである。

- 学習レディネスが形成されているか。
- 学習の態度（着席行動、姿勢保持）が身に付いているか。
- 学習や課題に対して主体的に取り組む態度が見られるか。
- 学習や課題に対する理解力や集中力があるか。
- 年齢相応の学習活動に参加し、内容が理解できるか。
- 読み、書きなどの技能や速度はどうか。

まずは、障がいを理解するために、本人の状態を理解することです。地域の特別支援学校のセンター的機能^{*1}の活用や本センターにお気軽に御相談ください。



* 1：センター的機能とは、学校教育法第74条において、特別支援学校が幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて必要な助言や援助を行うよう努めるものとされています。福島県にある各特別支援学校については、『第1章I(4)「特別支援学校とは」』をご覧ください。 福島県特別支援教育センター